

くらしの法律救急箱



第42回 製造物責任のギモン

「製造物責任」とはどのようなものですか。

A1

製造物責任 (product liability) は、「製造物責任法」(PL法) という法律に基づくもので、製品の欠陥によって生じた消費者の被害に対し、メーカーなどが負う賠償責任をいいます。

消費者がPL法に基づいて損害賠償請求するには、①製造物に欠陥があったこと、②拡大損害が発生したこと、③製造物の欠陥により損害が生じたことの3点を、請求する側、つまり消費者側が証明することが必要です。

「製造物」には食品も含まれるのですか。

A2

PL法は、製造物を「製造又は加工された動産」と定めています。工業的に大量生産された製品のほか、加工された農林畜水産物、菓子、冷凍食品、ジュースなども含まれます。これに対して、加工していない農林畜水産物や不動産は含まれません。

製造物の欠陥とは、どのような状態をいうのでしょうか。

A3

PL法は、欠陥を「製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」と定義しています。安全性にかかわらないような単なる品質上の不具合は、この法律の賠償責任の根拠とされる欠陥には当たりませんが、例えば、製造物の取扱いに注意すべき点がある場合に、製品本体や取扱説明書に注意喚起や警告がされていないことが「表示の欠陥」とされる場合があります。

製品の誤使用で事故が生じた場合はどうなりますか。

A4

消費者が製品を誤使用してしまうのは、ありうることです。したがって、メーカーは、そのような誤使用が起こらないよう、あるいは、誤使用によって消費者がケガなどをしないように設計したり、取扱説明書に警告の表示をしなければならぬと考えられます。もっとも、常にメーカーが製造物責任を負うという



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

わけでもありません。常識では考えられないような誤使用で事故が発生した場合は、製品に欠陥はなかったと判断されることになるでしょう。

Q5

安全性にかかわる欠陥による被害を受けた場合は、**全てPL法の損害賠償請求が認められるのですか。**

A5

欠陥による被害が、その製造物自体の損害にとどまった場合は、この法律の対象ではありません。例えば、食品にカビが生えていたとか、製品が使えなくなっただけの場合は、PL法に基づく損害賠償請求の対象とはなりません。民法に基づく損害賠償請求などが可能です。

PL法による損害賠償の請求権が認められるのは、製造物の欠陥によって、人の生命、身体に被害をもたらした場合や、欠陥のある製造物以外の財産に損害が発生したときであり、これを「**拡大損害**」といいます。拡大損害とは、例えば、テレビが発火して家財道具が燃えた、加工食品を食べたら異物が入っており歯が折れたといった場合です。

Q6

製品は海外製だったのですが、被害者が損害賠償責任を追及できるのはメーカーだけですか。

A6

被害者が損害賠償請求できるのは、その製品の製造業者、輸入業者、製造物に氏名などを表示した事業者に対してです。したがって、単なる販売業者は原則として責任を負いません。

Q7

PL法は「リコール」についても定めているのですか。

A7

リコールとは、製品に欠陥があることが判明した場合の無償修理・交換・返金などの措置をいいますが、PL法にはリコールを定めた規定はありません。家電などに関しては、消費生活用製品安全法によって経済産業大臣の危害防止命令が定められていますし、自動車に関しては道路運送車両法にリコールの定めがありますが、法律の要請ではない、メーカーなどの自主的なリコールも一般的に行われています。